

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」の公表について

令和5年4月1日
特定非営利活動法人アドバンス

標記につき、以下のとおり公表いたします。

【特定加算の取得状況】

特定加算（I）

【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容】

- ①ハローワーク等で求人募集する際、「未経験者歓迎」として幅広く門戸を開放するとともに、入職して一定期間経過後に、初任者研修等の受講を法人の費用負担で実施し、即戦力化を図っている。
- ②働きながら介護福祉士取得を目指す職員に対し、法人の費用負担で実務者研修の受講を支援している。
- ③職員の家庭事情等に応じ、短時間シフトによる勤務を認めており、また、就業規則において契約職員・パート職員から希望に応じ正職員に転換する制度を設け、キャリアアップの機会を確保している。
- ④事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- ⑤連絡ノートの活用による、職員の情報共有・作業負担の軽減
- ⑥地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・住民との交流の実施（感染症等の影響により実施を見合わせる可能性あり）

以上